

平成 28 年第 2 回防府市議会定例会会議録（その 1）

○平成 28 年 2 月 24 日（水曜日）

○議事日程

平成 28 年 2 月 24 日（水曜日） 午前 10 時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 市長行政報告
- 5 庁舎建設調査特別委員会の中間報告
- 6 推薦第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 7 選任第 1 号 防府市監査委員の選任について
- 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 9 報告第 2 号 専決処分の報告について
報告第 3 号 専決処分の報告について
- 10 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 11 報告第 5 号 契約の報告について
- 12 議案第 3 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合の規約の変更について
- 13 議案第 4 号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について
- 14 議案第 5 号 防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正について
- 15 議案第 6 号 防府都市計画事業防府駅北土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について
- 16 議案第 7 号 平成 27 年度防府市一般会計補正予算（第 12 号）
- 17 議案第 8 号 平成 27 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 号 平成 27 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 10 号 平成 27 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 11 号 平成 27 年度防府市と場事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第12号 平成27年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第13号 平成27年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第14号 平成27年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
18 議案第15号 平成27年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第16号 平成27年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1番	高砂朋子君	2番	山田耕治君
3番	木村一彦君	4番	橋本龍太郎君
5番	吉村弘之君	6番	安村政治君
7番	松村学君	8番	上田和夫君
9番	行重延昭君	10番	中林堅造君
11番	清水浩司君	12番	藤村こずえ君
13番	和田敏明君	14番	山本久江君
15番	河杉憲二君	16番	山根祐二君
17番	山下和明君	18番	三原昭治君
19番	久保潤爾君	20番	田中健次君
21番	田中敏靖君	22番	平田豊民君
23番	今津誠一君	25番	安藤二郎君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
総務部長	原田知昭君	総務課長	河田和彦君
総合政策部長	平生光雄君	生活環境部長	福谷真人君
健康福祉部長	藤津典久君	産業振興部長	山本一之君

産業振興部理事 本田 良 隆 君 土木都市建設部長 山 根 亮 君
入札検査室長 金 谷 正 人 君 会計管理者 桑 原 洋 一 君
農業委員会事務局長 末 岡 靖 君 監査委員事務局長 藤 本 豊 君
選挙管理委員会事務局長 賀 谷 一 郎 君 消 防 長 三 宅 雅 裕 君
教 育 部 長 末 吉 正 幸 君 上 下 水 道 局 長 清 水 正 博 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前10時 開会

○議長（安藤 二郎君） ただいまから、平成28年第2回防府市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部については、熊谷産業振興部理事が欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。19番、久保議員、20番、田中健次議員、御両名にお願い申し上げます。

会期の決定

○議長（安藤 二郎君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの31日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの31日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

市長行政報告

○議長（安藤 二郎君） これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 損害賠償等請求事件の応訴について、御報告申し上げます。

この訴えは、本市職員である原告信田安生氏が、平成26年4月以降、職務において、みずからの氏が正確に読まれるよう別の漢字を使用し始めたため、職務上、戸籍上の氏とは何ら関係のない漢字の氏を使用すると、公務における職員の同一性の把握が困難となり、混乱が生じる可能性があることから、戸籍上の氏を使用するよう再三にわたり指導、命令をしましたが、原告が従わなかったため、平成26年8月に懲戒処分として戒告をしたことに対し、これを不服として、昨年11月27日に、防府市を被告として損害賠償等請求の訴状が山口地方裁判所に提出されたものでございます。

訴えの内容は、市が原告に対し行った平成26年8月29日付の戒告処分が無効であることの確認及び取り消しを求めるもの、通称名の使用を認めるよう求めるもの並びに人格権の侵害及び理由なき処分を受けたことに対する精神的苦痛の賠償を求めるというものでございますが、市といたしましては、処分に違法性はなく、訴状の内容は承服しがたいものでございますので、市の顧問弁護士であります中山弁護士をこの訴訟の代理人に委任し、これに対応してまいります。

なお、訴訟に早急に対応する必要がございますので、弁護士の着手金につきましては、予備費を充用させていただきました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。したがって、この質問の要旨は、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願い申し上げます。

庁舎建設調査特別委員会の中間報告

○議長（安藤 二郎君） この際、庁舎建設調査特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。田中健次特別委員長。

〔庁舎建設調査特別委員長 田中 健次君 登壇〕

○庁舎建設調査特別委員長（田中 健次君） 去る2月8日に、庁舎建設調査特別委員会を開催しましたので、その概要について御報告申し上げます。

委員会では、執行部より協議事項である建設候補地の選定及び第4回防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会の意見等について、一括して説明を受け、質疑等を行いました。

まず、建設候補地の選定につきましては、執行部から、「建設候補地の選定までのスケ

ジュールとしましては、4月に2つの候補地での新庁舎とまちづくりとのかかわり方について御協議いただき、5月には、それまでの協議内容を踏まえて建設候補地選定案を作成し、方向性をまとめていくこととしています」との説明があり、あわせて、建設候補地の比較資料として、想定される概算事業費や建設スケジュールについても説明がありました。

次に、第4回防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会の意見等では、検討委員会の委員からの意見や要望等の紹介がございました。

執行部の説明に対する主な質疑等を申し上げますと、「建設候補地を5月末までに決定するとのことだが、判断材料である、防災拠点としての対応、アクセス性と集まりやすさ、地域性・歴史性との関係、コンパクトシティの形成、経済的合理性の5つの評価項目を点数制にするなど、もう少し市民にわかりやすいようにできないか。また、この評価内容はいつの時点で示すのか」との質問に対し、「今後、検討委員会で議論し、2カ所の候補地の評価がわかりやすくなるようまとめていきたいと思っております。また、評価内容は、5月にはお示ししたいと考えています」との答弁がございました。

次に、「仮庁舎費用を6億円と想定しているが、どの程度の規模を考えているのか。また、市内の空き施設の活用による仮庁舎費用の削減はできないのか」との質問に対し、「仮庁舎は4,200平方メートル程度の建物をリースすることとし、他市の事例により費用を算出しています。また、他の空き施設の利用につきましては、仮設庁舎の利用を4年程度と考えていることから、相応の規模で、長期間の確保が可能な施設について検討してまいります」との答弁がございました。

また、「駅北公有地エリアに新庁舎を建設する場合は、県道の整備が必要となるが、今回示された事業費に含まれているのか。また、建設予定地には私有地が含まれているが、用地買収費は、どのように算定したのか」との質問に対し、「周辺道路の整備費用は、附帯工事費の中に含めています。なお、附帯工事等の中には、埋蔵文化財の調査経費や敷地のかさ上げ、外構、駐車場等の整備費用も含めております。また、用地買収費は、土地については、公示地価を参考に、建物や営業補償などについては、過去の本市の区画整理等の事例を参考に算定しております」との答弁がございました。

次に、「駅北公有地エリアに新庁舎を建設する場合は、道路のつけかえや中心市街地活性化など、国の補助メニューに関連する事業もあるので研究してはどうか」との質問に対し、「国の補助メニューの対象となる事業につきましては、候補地の決定後、基本構想・基本計画の策定とあわせて検討したいと思っております」との答弁がございました。

また、「建設候補地から外れた市が所有する土地の活用については、候補地の選定前に示していくのか」との質問に対し、「本市の公共施設マネジメントの方針として、老朽化

施設の機能移転や公共施設の再編を掲げていることから、建設候補地の選定までに何らかの形でお示ししていきたいと考えています」との答弁がございました。

そのほか、「既存施設である議会棟や市庁舎4号館の活用により、事業費も抑えることができるので、検討してほしい」との要望がございました。

以上をもちまして、庁舎建設調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの特別委員会の中間報告に対し質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、庁舎建設調査特別委員会の中間報告を終わります。

推薦第1号人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安藤 二郎君） 推薦第1号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 推薦第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち、坪井淑子氏、林公彦氏の任期が、6月30日をもって満了となりますので、引き続き推薦いたすことにつきまして、人権擁護委員法の規定により、議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第1号については、これに同意することに決しました。

選任第1号防府市監査委員の選任について

○議長（安藤 二郎君） 選任第1号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第1号防府市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市監査委員の竹下勝美氏が、3月31日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

竹下委員には、平成20年4月から8年にわたり、監査委員として本市の財務管理等に御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

このたび新たに委員としてお願いしております吉松隆氏は、昭和46年に広島国税局に入局されて以来、平成25年まで税務行政に携わってこられました。

この間、徳山税務署個人課税第一部門統括国税調査官、同税務署特別国税調査官、広島国税局総務部税務相談室税務相談官等を歴任され、平成25年8月から税理士事務所を開設されており、財務管理その他行政運営に関し、すぐれた識見を有しておられ、監査委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第1号については、これに同意することに決しました。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて

○議長（安藤 二郎君） 承認第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙が、平成28年3月24日に施行されることに伴い、平成27年度の一般会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

補正の内容につきましては、歳出では、選挙の執行に要する報酬等の経費を計上し、歳入では、これと同額を県支出金に計上したものでございます。

御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第2号については、これを承認することに決しました。

報告第2号専決処分の報告について

報告第3号専決処分の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第2号及び報告第3号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第2号及び報告第3号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、いずれも議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅の明け渡し等請求に関する訴えの提起及び和解について、専決処分したものでござ

います。

まず、報告第2号でございますが、お手元にお示ししておりますとおり、本市の再三の催告にもかかわらず、入居の承継の承認を得ることなく居住している者について、本年2月9日に山口地方裁判所へ市営住宅の明け渡し及び家賃相当額の損害金の支払を求める訴えを提起したものでございます。

市営住宅の家賃等の収納につきましては、平素から努力いたしておるところでございますが、今後、より一層適正な管理に努め、完納を目指してまいりたいと存じます。

次に、報告第3号でございますが、昨年12月の市議会定例会において御報告いたしました防府市営住宅の明け渡し等請求に関する訴えにつきまして、お手元にお示ししておりますとおり、被告と和解したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で報告第2号及び報告第3号を終わります。

報告第4号専決処分の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第4号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第4号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成27年7月15日午前9時5分ごろ、文化財課の職員が、公務のため車両で市道吉敷片山2号線を北に進行中、右田小学校の南の大字下右田605番7地先の交差点において、市道中塚線を西に進行しようとして進入してきた相手方の車両と接触し、相手方及び文化財課の職員が運転する車両に同乗していた囑託職員が負傷し、双方の車両が損傷したものでございます。

負傷されました方の治療と車両の修理が終了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しておりますが、今後、交通安全指導をより一層徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で報告第 4 号を終わります。

報告第 5 号契約の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第 5 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第 5 号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、中関小学校仮設教室賃貸借契約のほか、2 契約につきまして、御報告申し上げるものでございます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおり、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で報告第 5 号を終わります。

議案第 3 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合の規約の変更について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 3 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 3 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の共同処理する事務の変更並びに規約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、美祢市萩市競艇組合の解散により、平成 28 年 3 月 31 日限りで同組合を山口県市町総合事務組合から脱退させること、同年 4 月 1 日から岩国地区消防組合及び宇部・山陽小野田消防組合を山口県市町総合事務組合に加入させること、同組合の共同処理する事務に行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定による、機関の設置及び当該機関の権限に関する事務を加え、当該事務を共同処理する団体を防府市をはじめとして、お手元にお示し

しておりますとおり、37団体とすること、非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理する団体に、宇部市、山口市、防府市、美祢市、周南市及び山陽小野田市を加えること、並びに公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医、及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務を共同処理する団体に、美祢市及び周南市を加えることに伴い、関係地方公共団体と協議して、同組合を組織する地方公共団体の数を増減し、及び同組合の共同処理する事務を変更し、並びに同組合の規約を変更することについて、お諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

議案第4号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第4号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第4号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、職員等の給与の改定についてお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておるとおりでございますが、人事院の国家公務員の給与の改定の勧告に準じ、一般職の職員のうち、対象となる職員の今年度分の給与について給与月額を引き上げるもの、及び昨年12月に支給した勤勉手当について、一般職の職員については0.1月分、再任用職員については0.05月分支給

割合を増額するもの、並びに職員の勤勉手当の改定に伴い、議員、市長等の特別職及び教育長の昨年12月に支給した期末手当について改正を行い、それぞれ昨年4月1日にさかのぼり適用するものでございます。

新年度以降の給与につきましては、国家公務員の給与制度の総合的見直しに基づき、給料月額を引き下げるとともに、勤勉手当の支給割合を変更し、地域手当及び単身赴任手当につきましては国家公務員の例により所要の改正を行うものでございます。

また、給料月額を引き下げることにより、退職手当の支給水準が低下することとなるため、退職手当の調整額につきましても、国家公務員の例により引き上げを行うものでございます。

なお、今年度分の改正に伴う所要額につきましては、別途補正予算をお願いいたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

議案第5号防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第5号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第5号防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、小規模保育事業所等の保育に必要とされる保育士の数の算定について、当該事業所等に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても1人に限って保育士とみなすことができることとするものでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 提案理由の中で、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたと、それに基づく改正であるように書いてありますが、この基準について、これはつまり地方分権という形で、各地域で自主的に決められるものということとか、いろいろあったと思います。

そういう意味で、守るべき基準、あるいは参酌すべき基準というふうなものがあったと思うんですが、これについてはどういう扱いになっておるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

従うべき基準だというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 従うべき基準ということは、つまりこれよりも緩めてはいけないという、一つの最低限のものを示しておるんだらうと思います。

と申しますのは、一昨年9月議会になりますが、この防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を新たに制定する際に、いろいろと委員会で審議をしたわけでありましたが、そのとき、全国的には、この国の基準よりも厳しい形で基準を定める自治体も幾つかございました。

今ここで示しております小規模保育事業B型というのは、いわゆる保育士の方が半数おればいいということになっておりますが、国の基準では、それを3分の2というふうにするという、そういう自治体もあったわけです。

そういう意味で、今回、その保健師、看護師のほかに、准看護師まで幅を広げて緩くするということになるわけですが、それを緩くする必要が防府市であるのかどうか。この辺について、防府市の保育関係の団体、あるいは事業所から、そういったような強い要望とかがあったわけでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 防府市の実情からお話いたしますが、保育現場から

は、やはり預かる子どものアレルギーを持った子、あるいは障害児が増えていることから、看護師、あるいは保健師の職についていただきたいという、そういった望む声がたくさんございました。

ただ、現実には、保健師にしろ、看護師資格にしろ、そういった方がなかなか保育現場まで就職していただけないということで、今回の緩和は大変保育園のほうも助かるのではないかというふうに考えております。

これによって、医療知識を持った、たとえ准看護師といえども、そういった医療知識、専門知識を持った人が採用できるのであれば、喜ばしいことだというふうに考えておりますし、現実には、今回は、家庭的保育事業等の条例改正ですが、保育園によっては、もう既に看護師を採用している園も、若干ではございますが、あります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 保育だけではなくて、看護という意味で、病気だとかそういうことの対応という意味であるのかもしれませんが、これは、一昨年の9月議会で、私自身が討論で申し上げておりますが、安心・安全な保育という点から、やはりむしろそういう基準を厳しくすべきではないかと、そういうことを委員会審議の中でも申し上げましたが、そういった点については、考慮されなかったのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 防府市独自に国基準より厳しいという方策もあると思いますが、これは、現実論として、なかなか看護師さんなり保健師さんが採用できていないと。ただ現実には、そういった職種の方、専門職種の方が欲しいという要望もございました。

それに対して、国のほうが、こういった緩和的な措置として准看護師でも採用されれば、保育士1人とみなすことができますよというのは、まさに防府にとっては緩和にはなりませんけれども、必要な制度であろうというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。山本議員。

○14番（山本 久江君） ただいま質疑もございましたけれども、私どもは、議案第5号防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正につきましては、反対の立場を表明をいたしたいと思っております。

この条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正によりまして、保育士の数の算定について、当分の間、保健師又は看護師に加え、准看護師も1人に限って保育士とみなすことができると、こういうことに伴う、国の改正に伴うものでございます。

考えてみますと、そもそも保育士と看護職では、専門性が異なってまいります。

看護師は、今、部長が御答弁されましたように、子どもたちの健康管理、あるいは慢性疾患やアレルギーを持つ子どものケア、また病み上がりの子どもの体調観察やケア、さらに薬の管理や服薬サポートなどを行って、あくまでも保育のサポートをするそういう役割を持っております。

保育士は、ゼロ歳児からの子どもの発達を促す遊びや学びを、一人ひとりの子どもたちの保育計画を立てながら保障していくという、言わば保育の専門家でございます。

現行の専門性の異なる保健師や看護師をみなし保育士とするものから、さらに最低基準を引き下げるものとなっております。

この問題につきましては、昨年1月——平成27年1月16日ですか、公益社団法人日本看護協会が、国に対し要望を行っておりますが、少し紹介をさせていただきますけれども、「看護師と准看護師については、資格取得に係る要件が全く異なります。そのため、准看護師までの拡大については容認できません。乳幼児の健康と安全の確保の点から、本来看護師を保育士とみなすべきではなく、保育所に配置できる看護職は、看護師または保健師であることを遵守すべきと考えます」と、こういうふうに関国に対し、要望が出されております。

こうした観点から、本市における小規模保育事業所A型・B型に勤務する保健師または看護師を准看護師まで広げていくという、現場では大変助かるというお話も御答弁の中でございましたけれども、こうした基準を設けていくということに対しましては、日本共産党は反対の立場を表明させていただきます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 一昨年9月のこの条例制定のときの討論で申し上げましたが、この新しい条例によって、これまで無認可保育所として公的な補助がほとんど受けられなかった施設も、補助の対象となるプラス面があると。こういった点を考慮して、この条例

制定の際には賛成をいたしました。

しかし、安心・安全な保育という点から、今後、事業の実施状況を見ながら、早急に基準を厳しくすべきであるということをその際に申し上げております。

今回の基準の改正は、この基準を、むしろ緩めるという形であります。無認可の保育所の事故が、認可保育所の事故に対して7倍ぐらいの数字が出ているというのが、かつて厚生労働省などのデータで示されたことがございます。

そして、今回、先ほど山本議員からも紹介がありましたが、日本看護協会が、昨年1月、「保育所における看護師又は保健師の配置に関する要望」という形で、こう述べております。「准看護師が療養上の世話を業として行うためには、医師、歯科医師または看護師の指示が必要とされており、看護師と准看護師については、資格取得に係る要件が全く異なります。そのため、准看護師までの拡大については、容認できません」と。当該の看護協会のそういった団体が容認できませんと言っているものを、厚生労働省はするというのでございます。

したがって、保育所に配置できる看護職は、看護師又は保健師であることを遵守すべきと、こういった趣旨の要望が出されております。こういったことにもあわせて、この条例改正には反対をいたします。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第5号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） はい、結構です。起立多数でございます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

議案第6号防府都市計画事業防府駅北土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

○議長（安藤 二郎君） 議案第6号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第6号防府都市計画事業防府駅北土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

本条例は、平成6年に事業計画決定いたしました防府駅北土地区画整理事業を行うために制定されたものでございますが、平成22年度に換地処分を行い、平成23年度をもって事業が完了いたしました。また、当該地区において、新たな事業を実施する予定もないため、条例を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第7号平成27年度防府市一般会計補正予算（第12号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第7号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第7号平成27年度防府市一般会計補正予算（第12号）につきまして、御説明を申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出ともに7億8,942万4,000円を減額し、補正後の予算総額を416億7,200万9,000円といたしております。

次に、第2条の継続費の補正につきましては、7ページの第2表にお示しいたしておりますように、基地周辺障害対策事業につきまして年割額を変更するとともに、市道新橋阿弥陀寺線——これは今市地区でございますが、自治体管路整備事業及び西浦小学校改築事業につきまして、総額及び年割額を変更するものでございます。

第3条の繰越明許費の補正につきましては、8ページから10ページまでの第3表にお

示したいしておりますように、自治体情報セキュリティ強化対策事業ほか40件につきまして、翌年度へ予算を繰り越すものでございます。

第4条の債務負担行為の補正につきましては、11ページの第4表にお示しをいたしておりますように、三田尻中関港港湾整備事業負担金ほか6件を追加するとともに、議会インターネット中継業務委託につきまして限度額を変更するものでございます。

第5条の地方債の補正につきましては、12ページの第5表にお示しをいたしておりますように、上水道事業出資ほか11件にかかわる限度額を、決算見込み等によりまして変更するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

最初に、ただいま議案第4号で提出いたしております、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等改正についてに係る、本市職員等の給与等の改定並びに職員数の変動等に伴います給与関係費の補正につきまして、御説明申し上げます。

106ページの給与費明細書の補正をお開きくださいませ。

106ページでは、特別職の給与費及び共済費の補正を計上いたすとともに、107ページから108ページまでにおきましては、一般職の給与費及び共済費の補正の総額及び増減額の明細を計上いたしております。

また、補正につきましては、40ページの議会費から105ページの教育費までの各費目に振り分けております。

次に、国の平成27年度補正予算におきまして、一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策といたしまして盛り込まれております、地方創生加速化交付金事業に係る補正につきまして、御説明申し上げます。

まず、46ページ下段から49ページ上段の2款総務費1項総務管理費16目地域振興費のうち、49ページ上段の中山間地域振興事業につきましては、富海地域におきます交流人口、及び移住・定住人口の増加を図るための地域の取り組みに対する補助金を計上いたしております。

次に、92ページ下段の8款土木費7項住宅費2目住宅建設費の市有三世代住宅建設事業につきましては、富海地域におきまして、家庭における教育の力の向上や子育て支援、高齢者の孤立防止を図るために、市有三世代住宅の建設に係る用地の鑑定手数料や測量設計委託料等を計上いたしております。

次に、96ページ下段の10款教育費1項教育総務費3目教育指導費の小中一貫教育推進事業につきましては、富海地域在住のALTの雇用やイングリッシュキャンプの開催な

ど、富海小・中学校の特色ある英語教育の充実等に係る経費を計上いたしております。

以上の3事業をまとめまして、「富海ブルーと英語教育が織りなす交流・移住・定住空間の創造事業」として推進してまいります。

次に、戻りまして、78ページをお願いいたします。

78ページ下段の6款農林水産業費3項水産業費2目水産振興費の水産総合交流施設管理運営事業につきましては、道の駅「潮彩市場防府」の賑わいの創出と収益向上を図るために、戦略策定やマーケティングに係る委託料及び賑わいの創出や収益向上のための取り組みに対する補助金を計上いたしております。

次に、82ページ上段の7款商工費1項商工費3目観光費の観光協会助成事業、及び観光関連団体等連携・助成事業につきましては、道の駅「潮彩市場防府」の賑わいの創出と収益向上を図るために、魚のブランド力の向上や誘客プロモーションに対します補助金を計上いたしております。

次に、88ページ下段の8款土木費5項港湾費1目港湾建設費の港湾整備関連事業につきましては、みなとオアシス三田尻エリアの賑わい創出に向けました、ワークショップの関連等に係る調査委託料を計上いたしております。

以上の4事業をまとめまして、「道の駅 潮彩市場防府」の賑わい創出・収益向上事業として推進してまいります。

また、地方創生加速化交付金事業に係る歳入につきましては、24ページをお願いいたします。

24ページ下段の15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金の地方創生加速化交付金に8,500万円を計上いたしております。

次に、給与改定等及び地方創生加速化交付金事業に係る補正以外の歳出につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

40ページをお願いいたします。

40ページ下段から45ページ上段までの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、43ページ上段の庁舎建設基金積立金につきましては、庁舎建設に係る将来負担の軽減を図るために、積立金の増額を計上いたしております。

次に、46ページ上段の7目財政調整基金費の財政調整基金積立金につきましては、市有地売払収入等の基金への積立金を計上いたしております。

また、歳入におきましては、不動産売払収入の増額等をあわせて計上いたしております。

次に、8目減債基金費の減債基金積立金につきましては、今後増加が見込まれます市債の償還に備えるために、減債基金への積立金の増額を計上いたしております。

次に、15目電子計算費の情報システム再構築事業につきましては、マイナンバー制度導入に伴いますセキュリティ強化対策に係る電算事務委託料、及び庁用器具購入費を計上いたしております。

また、歳入におきましては、この経費に係ります国庫補助金をあわせて計上いたしております。

次に、72ページ下段の5款労働費1項労働諸費1目労働諸費の緊急雇用創出事業につきましては、平成22年度に実施いたしました緊急雇用創出事業の経費の一部が、交付金の対象となりませんでしたことから、県返還金を計上いたしております。

次に、76ページ中段の6款農林水産業費1項農業費5目農地費の農業競争力強化基盤整備事業、下津令でございますが、につきましては、県が国の補正予算を活用いたしまして、平成28年度予定の県営土地改良事業を前倒しいたしまして、実施することに伴います県事業負担金を増額計上いたしております。

次に、98ページ2段目の10款教育費2項小学校費1目学校管理費の小学校施設整備事業につきましては、玉祖小学校の屋外トイレの水洗化に係ります施設整備工事費を計上いたしております。

次に、104ページ上段の5項保健体育費2目学校給食費の給食センター運営事業につきましては、野島小・中学校への安定的な給食の提供を確保するため、給食センターからの配送に必要な備品等の購入に係る経費を計上いたしております。

次に、同じページ中段の12款公債費につきましては、決算見込みによりまして、元金を増額するとともに、利子及び一時借入金利子の減額を計上いたしております。

次に、同じページの下段の14款予備費につきましては、今回の補正の収支をいたしまして、補正後の予備費を2億1,323万1,000円といたしております。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

そのほとんどが決算見込み等に伴う補正でございますが、歳出で御説明申し上げました以外の補正につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

上段の1款市税1項市民税2目法人の現年課税分につきましては、企業業績の回復等によりまして、2億9,254万4,000円の増額を計上いたしております。

次に、20ページ上段の6款地方消費税交付金につきましては、消費税率の引き上げ分の平年化によりまして、2億2,600万円の増額を計上いたしております。

最後に、34ページの2段目の19款繰入金の1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、補正の収支によりまして、繰入金の減額を計上いたしております。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。松村議員。

○7番（松村 学君） 7ページ、先ほど御説明がありました、このたび景気回復の基調もありまして、またこの3月におきまして、法人市民税が2億9,114万円増という、また修正ということで、防府市にとっても大変ありがたい話であると思っています。

確認いたしますけれども、ここのこれだけ上がった——企業も1号、2号、3号という中小企業から大企業までありますけれども、主にこれだけ上がった企業というのは、どちらの要因が多かったのか、その辺のちょっと細かい御説明をお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） お答えさせていただきます。

このたびの法人市民税の増額補正でございますが、今、議員さんおっしゃいました中でこの区別でいきますと、やはり一番大きい1号企業の決算状況が、大変上向いたということが一番大きな原因だろうというふうに認識はしております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○7番（松村 学君） わかりました。ありがとうございます。

では、続きまして、35ページになりますが、このたび、18億円強を取り崩す予定でございましたけど、8億円取り崩さなくて済んだということで、財政調整基金が8億円減ということになっておりますけれども、これに先立ってちょっとお聞きしたいんですが、本年度の不用額、及び余剰となった金額がどれぐらい、この3月で上がってきたのか。それと、わかればここ3カ年間ぐらい、それがどういう状況であったのか。

そして、おさらいですけど、財政調整基金をここで毎年どれぐらい調整されているのか、3カ年ぐらいでいいですけど、わかれば教えてください。わからんにゃ今言った不用額と余剰となった金額、今年度の。それだけを教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 不用額についての御質問にお答えいたします。

不用額といたしましては、庁舎建設基金に4億円積み立てております。これは、不用額を積み立てるということですね。そして、将来負担の軽減のために減債基金2億円、合わせて6億円でございます。それで、このたびの財調の繰り入れを8億円やめておりますので、トータルで14億円。ただし、その中には、予備費を5億円減額しておりますので、5億円分をのけて、純粹には9億円というふうなことになるかと思います。

過去3カ年につきましては、若干時間をいただければ、資料を調べて御報告できます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○7番（松村 学君） 質問するために聞いたんで、あと、私がそれは別に調べれば済むことですから、出なかったらそれでいいです。

今、部長から、5億円ほど予備費が取り崩されているので、本来なら9億円ぐらいだよと言いますけれども、その他事業でも、プラスの事業もあるんで、それは違うんじゃないかなというふうに私は思っておりますが、いずれにいたしましても、今言ったように、庁舎建設も4億円と、減債が今回2億円ということで、結局14億円というふうに私は踏んでおります。

毎年ここで、結構その財政が厳しい厳しいということで、結局、最近じゃ6月、9月で、大体見える金額については、何というんですか、取り崩しというか、財調に積み上げるような段取りをして、大体昔は、ここで9月でぼんと終わって、はい、終わりというふうな話なんですけど、こうやって大きいお金が毎月毎月の、各定例会の補正でどんどん情勢が全然違ってきているということは、かなり収支の見通しが全然ちょっとかみ合っていないんじゃないかということで、毎年のように言っておりますけれども、もう少し市民サービスに直結した、例えばきのうも市議会の概要報告会で、自治会連合会の方とお話をしましたけれども、例えば、今の広告塔でも何かもう撤去せにゃいけんと。でも、周辺からもそういう需要もあるし、ぜひ続けてほしいとか、これを撤去したらなくすとか、やっぱり市民サービスに直結した、本当ささいな金額、100万円とか1,000万円もかからんような事業だったら、たくさん市民から要望が上がっているにもかかわらず、こういうお金がドスンドスンと最後は積み上がっていくというのは、やはり議会としては、ちょっといかがなものだろうか、毎年御指摘を申し上げている次第です。ぜひその辺について、是正をお願いしたいということをお伝えしますし。

それと、あと、庁舎建設の基金についてですけど、当初30億円を目標として積み上げておりましたけど、これで30億円超えたと思うんですよ。改めてお聞きしたいんですけど、まだまだ先の話になりますが、庁舎建設基金というのは、一体幾ら積み上げようというふうに当局は考えているのか。この辺について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） お答えいたします。

庁舎建設基金につきましては、当初これをつくったときに、大体事業費を70億円前後と見越しておりました。そのときに基金につきましては、30億円と、残りを40億円でございます。これを起債でやりますと、40億円のうちに7割5分、75%の起債がつくということで、起債額も大体30億円――40億円掛ける0.75ということになりますと、大体30億円ということで、後は一般財源ということになりますけど、基金と起債と、

あとは一般財源。これも大体計算をいたしましたところ、起債額と同じぐらいの30億円ということを持っておかないと、この事業はできないんじゃないかというのが、平成10何年、この13年でしたか、11年でしたか、年数はちょっと頭のほうに整理しておりませんが、つくりましたときに、その時点では、30億円の基金であれば、70億円の事業ができるのではないかという考え方でございました。

ただ、庁舎建設のいろんな、今委員会とか、特別委員会、それから外部委員会でもお示ししておりますように、今、庁舎建設につきましては、必要な平米数を考えまして、大体100億円、このぐらいはかかるのではないかと考えております。

そうなりますと、やはりその半分は、基金がなければなかなか難しいのではないかなという考え方も一つ出ております。やはりこういった基金を持っておかないと、その100億円という事業、そして残りを起債で一般財源でということになりますと、なかなか難しいのではないかというふうに考えております。

したがって、今30億円という上限を目標を持っておりましたが、今の事業費が30億円上がったということで、100億円ということですので、ある程度、半分近い50億円を大体目安には持っていきなというふうに考えています。

これは、明確な上限ではございません。今から要するに庁舎建設に入りますまでに年数がかかると思っております。その間に、財源のほう、今の予算のほうの決算等を見越しまして、できるときには積み立てていきたいと。財政部局ではございませんので、その辺はちょっと詳しいことは言えませんが、庁舎をつくる立場といたしましては、もう50億円を目指して頑張らなきゃいけないんじゃないかなというふうな考え方ではあります。

これは、事業費の半分という考え方でございますので、簡単な数字ではございません。一応事業費を100億円と見越して考えたというところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○7番（松村 学君） 50億円ですか、今のうちの——うちも多んじゃないかと思っておりますが、財調と同じ同等の金額。財調と合わせて100億円と。

これは、そういう積み上げ方をすることになると、これは私も、今、出てきた数字ですから、これが高いんか安いんかというのは、今ここで議論いたしませんけれども、根本には、やはりお金を留保していくという考え方も大切ですけど、今、やはりまさに地方創生と言われている中で、市として打って出なきゃいけないときに、お金を使っていかなきゃいけないときです。

そして、市民ニーズもどんどん多様化して、財政がどうしても必要になってくるときに、

やはりそういった市民サービスとか、いろんなその戦略的な経費をしぼめて、こういうところに積み上げていくという考え方は、どうなのかなという思いはいたします。

今、100億円というふうに言われましたけれども、市民の声としては、なるべく安いづくり方というのものもあるのではないかと。我々も、市の庁舎の視察、たくさん行きましたけれども、当初100億円以上かかると言われていましたけど、60億円ぐらいで仕上げたとか、そういった話も聞いています。

そういう研究のほうもしていただきながら、できるだけこの100億円かからんようにしながら、今の庁舎建設基金も、なるべくもう大体このあたりでおさまるように、そして、そういった自由に今度使えるお金をつくっていただいて、特に財政当局にはいつもお願いしていますが、補正も含めて考えていただいて結構ですから、もう1回ちょっとよく当局で見直しもかけながら、もう少しこれぐらいなら自治会連合会とか、いろんな市民からの要望に使えるんでないかと。そういったお金もぜひ捻出していただきたいと。新年度もう議案も上がっていますから、これについて今、十分上げろというのもできんと思いますが、ぜひ今後御検討のほうをよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） ほかにございませんか。山本議員。

○14番（山本 久江君） 今回の補正予算の特徴は、地方創生加速化交付金を使っただけの予算だということですが、その1点だけ、お尋ねいたしますけれども、例えば79ページ、水産総合交流施設管理運営事業がございます。

この中で、参考資料でいきますと、10ページなんですけど、賑わい創出・収益向上事業補助金、これが3,500万円計上されております。

この中身について、3つほど補助内容が書いてございますが、賑わい創出事業、それから収益向上補助金、人件費、この3,500万円のそれぞれの、大まかで結構ですけども、1、2、3とこう書いてありますが、その内訳を教えてくださいませんか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、お答えします。

（2）の3,500万、これを、潮彩市場の振興組合のほうへ補助金を出してやるというものです。

3つありますが、まず1番の賑わい創出事業、イベント開催経費とか、誘客宣伝経費ということですけど、これは、今、既にいろんなイベントもやっておりますけど、新たに「みなとオアシス」に認定されたことから、いろんな今違う場所でやっているイベントを、潮彩市場の周辺のほうでやる予定にしています。

それにあわせて、潮彩市場でも連携しながら、独自のイベントもやっていきたいと。そ

ういった経費とか、あとは、潮彩市場への誘客、宣伝経費というものがまず1番ですね。それをいわゆる振興組合のほうの事業としてやってくださいよというお金が1番です。

それから2番ですが、収益向上補助金、これは、今のその振興組合自体が、自主事業をやりまして、収益を上げていかなければいけないと。そのために、今、ハモのことをやろうと思っているんですけど、ハモをこう、骨をのけて3枚でおろすとか、そういう機械を買って、その処理をしたハモの加工したものをいろんなルートを使って販売をしていくという、そういった事業をやっていくための経費です。2番が。

それから3番の人件費ですが、これは、今、振興組合には事務局がありますが、やはりなかなかリーダーシップをとれるような人材がおりません。

今から道の駅になったことによって、新たな事業も展開して行って、施設も増床しなければなりません。そのためには、やはり1番のほうで戦略事業も、山銀のコンサルと組んでつくるんですけど、そういった将来の新規事業をやっていくときのいわゆるキーマンというんですか、そういったマネジャーが要ります。これをつける、その人件費が3番です。

以上です。（「金額の内訳は」と呼ぶ者あり）

3番の人件費は、だから、そのいわゆる人件費を今の振興組合が新たな人間と契約をして、今から将来に向かっての新規事業をつくるために、新たないろんなことを指導して行ってください、事業をやってくださいと、そういうキーマンの人件費をここに補助金として出すと、そういう意味です。（「その金額の内訳を聞きたいんですが」と呼ぶ者あり）
3, 500万円の内訳は、まず1番が……。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 同僚議員からも御指摘がありましたけれども、予算委員会のほうで資料等を提出いただければ、それで結構でございますので。

地方創生加速化交付金につきましては、目標を持ってやるということで、いただきました資料の中には、「潮彩市場防府」来場客数、これを平成31年、60万人にしていこうと、こういう目標を持っての取り組みだろうというふうに思います。

かなりの予算をかけておりますので、詳細につきましては、予算委員会でお示しいただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 今、山本議員のほうから、地方創生加速化交付金に関する質問が出ましたので、本来、予算全体会で何うところではありますが、せっかくそういうことが今出ましたので、それに関連する事項について、2件ほど伺いたいと思います。

一つは、この加速化交付金を活用して、このたび前倒し事業として富海地域に、私の知

る限りでは、富海にこうした投資というものは余り記憶がないわけではありますが、インフラも今整備しつつあるという状況の中で、しかしデマンドタクシー等もなかなか前へ進まない状況の中で、このたび、こうした国からの地方創生加速化交付金を活用してということで、概要の9ページですが、この補助事業費が約1,800万円という金額としておりますが、この内訳といいたいまいしょうか、どういったところへこの1,800万円というか、今の富海の受け入れというか、そうしたものができつつある状況の中で、この補助事業として1,800万円の事業費が投入されるということになりますと、かなりの事業も期待できるのではないかと。

そうした事業の展開をするために、ここに説明書きであります。富海地域活性化協議会のことかうたっております。この構成については、どういった構成なのか、社協が母体なのか、地元自治会連合会が母体なのか、そのまず2件について伺いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） それでは、こちらのほうの参考資料に書いてございます（仮称）富海地域活性化協議会についての構成でございますけれども、これは、富海地域で実際は決めていただくものでございまして、私どもとしては、自治会連合会の方、民児協の方、社協の方、それぞれに投げかけをして、そこの地域の中で代表の方を出していただきたいというふうなことで、進めてまいりたいと考えております。

○17番（山下 和明君） その事業の内訳。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 事業費の内訳でございますけれども、概算でございますが、人材の獲得経費、先ほどの潮彩市場でもございましたけれども、キーマンとなる人が要りますので、その経費として約300万円程度を見込んでおります。

そして、事業戦略策定経費として約840万円で、あとプロモーションビデオ作製経費、PRのための。これが200万円程度。特に富海につきましては、藍染めの製品化ということでございますので、マーケティング経費として450万円、トータルで1,790万円というふうな積算でおります。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 戦略会議というのは、この富海活性化事業ということで、協議会との兼ね合いというものの、これは戦略会議の800万円という金額がここは大きいわけですが、この関連というのは、いかが——もう少し説明をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） この流れでございますけれども、主には、活性協議会

の方はサポートしていただく形になります。あくまでも主は、キーマンとなられる方が、藍染めに対するその製品化とか、新たな販路の拡大とか、戦略とかいうのを考えていただきます。

そのために、今の活性化協議会補助金を出して、そこでキーマンを探していただいて、そしてサポートをしていただいて、そのための経費ということで、1,790万円というふうな積算になっております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 今、申されました戦略会議というのがよく理解できないんですが、そのキーマン、経営人材。人材が、人選が進んでいるのかどうなのか。で、このキーマンと言われる方が、この戦略会議の中心的な役柄——先ほど人件費で300万円から500万円というようなことでしたが、この地元で決めるその協議会の構成、それとは別に、戦略会議に800万円という、この兼ね合いというのを伺いたいんですよ。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） ちょっと私の発言が適正でなかったのかもしれませんがけれども、戦略策定会議じゃなしに、戦略策定経費として約840万円ということで、これは会議体じゃございませんで、そのための戦略策定するための経費として840万円を見積もっているということでございます。

ですから、あくまでも協議会というのがあって、その協議会のほうでキーマンの方を見つけていただいて、そのキーマンの活動に対するものを補助し、協議会を通じて補助していくという形になろうと思います。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） キャッチボールがうまくいきませんで、済みませんね。私は、会議と頭の中に入れましたもんで。

そうした戦略策定経費が800万円ということで、このキーマン、経営人材が人選をされて、その方が中心になってこの戦略策定経費が、要するにこれもコンサルか何かのほうへ出されるということになるんじゃないかなと。金額も800万円という金額で戦略策定経費というところで、なかなかそれがうまいぐあいに捻出——どういうんですか、消化できるのかななんて、ちょっと感じておりました。

それで、1点ほど聞きたいんですが、その実態が伴って、その構想が機能し出す、この時期というか、せつかくこれだけの投資をされて、富海地域の活性化を成功させるためのスケジュールというのも、やはりお考えだろうと思うので、今の状況の中で、このキーマンになり得るその人選のめどと、今、申しましたような実態が伴って機能し出すそのよう

なスケジュールというものは、今、どのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） ちょっと前段の説明で不足がございましたので、ちょっと訂正させていただきます。

人材獲得経費で300万円、これは、リクナビという人材情報を提供するところがございます。それへの経費ということで。それで、事業戦略策定経費の中には、これはキーマンに対する業務依頼、だからキーマンの人件費等がございます。

この次に、今の御質問ですけど、どれぐらいをめでにというスケジュールでございますけれども、これは、キーマンの方次第で、すぐに成果が出ることもあり得ますし、なかなか成果が出ないということもあり得ると思えます。ですから、3年ないしは4年というふうな形にはなろうかというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 戦略策定経費の中に、キーマンの人件費も、その中に含まれているというふうに、先にそのように説明いただけりゃいいわけであります。

それで、それに関連してもう1件、予算の概要の14ページ、これも地方加速化交付金で、市有三世代住宅建設事業、新規事業ということであります。

これもすばらしい案かなとは思いますが、市有三世代、市営だとか、公営だとか、よくそういうことは耳にしますが、この市有というもの、これは入居基準というか、どういった基準になるのか。その辺のことについて、まず伺いたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えいたします。

既存の市営住宅は、収入基準とかがございますけれども、市有住宅のほうは、公営住宅法に制限されないということで、入居基準が非常に緩いというか、それと三世代に特化しておりますので、そういった入居優先順位、これらも公営住宅法にないものを考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 市有ということは、公営住宅法とは別の扱いということで、幅広い入居が期待できるということということで、それで、これは将来これから——このたびはいろいろなどというんですか、用地の選定、鑑定評価というようなことが、予算的には260万円程度ですが、これは、場所はどこなのか。この三世代住宅の規模、何世帯

ぐらいの規模で、それによっては、面積というか、土地も当然必要なわけであります。

富海地域にその適した場所が、どこかなというふうにこの事業を見て、ふと思いましたので、その場所と規模についてお伺いしておきます。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） この市有三世代住宅の建設でございますけれども、教育と住居という二本立てで、富海に事業展開を考えております。

今、候補地といたしましては、事務レベルで4カ所程度を考えております。当然、学校に近いであるとか、交通の便がいい、駅に歩いて行けるとか、そういったことを考えております。

戸数につきましては、優先して三世代、あるいは子どもさんが必ず富海小・中学校に通っていただけると、そういったことを考えておまして、できれば、将来の公共施設の再編等も、遠い将来でございますけれども、考えますと、小・中学校に近く、そして市の施設といたしまして、保育園であったり、公園であったり、現在市営住宅もございます。そういったものに近い、そしてこれから公共下水道も接続されると、そういったいろんな制限を、条件をもって候補地といたしております。戸数については、住宅建設ですので、10戸前後というふうに今考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 部長は、候補地4カ所ということで、今、その候補地が決まったわけでもない。しかし富海小・中学校に近いところというお言葉が結構出てきましたので、JAですか、小学校の交差点のところにある。あのあたりが結構どういうんでしょう、公的機関も集中しておるような場所だからかなというふうに思いつつ。

しかし、富海が抱える問題というのは、今、駅舎の問題、それとか、国道2号線が今拡幅しておりますけれども、山手と海手のあの国道2号線で遮断。しかも今のJR線で遮断ということで、山手と海手のなかなかその辺の交流部分というものが、地元の方から、やはり今の拡幅等も含めてですね。

今、そのようなことも含めて、この市有三世代住宅建設のところ、部長、少しちょっと何かその辺のものを触れましたので、そうした問題もやはり当市も必要なんではないかなというふうに思います。

以上です。この件については。

○議長（安藤 二郎君） ちょっと済みません。詳細については、今から予算委員会で十分審議ができますので、概略の点について、ここでは質問をしてください。よろしくお願

いします。木村議員。

○3番（木村 一彦君） 今の富海の、この概要の9ページですね。これを聞いているうちに、だんだんわからなくなりましたが、活性化事業補助金ということで約1,800万円。話を聞いていますと、その地元のその協議会をつくって、そこにこの1,800万円近い金を補助に出すと。

それで、やる事業は、そこで人を見つけていただいて、何ですか、この事業戦略も策定すると。非常に漠然としております。何か地元にお金をぼんとあげて、適当にやってくれやという感じにさえ聞こえます。果たして、こういうやり方でいいのか、予算の執行でこういうことであっていいのかという疑問を感じます。もう少し明確な、例えば人材というけど、それはどういう人材なのか。地元の人か、それともよそから引っ張ってくるのか。

それから、戦略を策定するのに840万円と。中身はどんなことをやるのか。840万円という根拠は何なのか、わかりません。非常に漠然として、地元でそういう組織をつくっていただいて、お金をぼんと、1,800万円近いお金をあげた後、適当にやってくれという感じしか受けないんですが、それをもう少し明確にしていきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 予算委員会では、戦略について明確にしてください。よろしくお願いたします。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 内容の細かなことは、あと予算委員会で聞けばいいと思いますが、地方創生加速化交付金、これは、国の予算額で、国全体で1,000億円という形でなっておりますが、これは補助率が10分の10というふうになっております。

ところが、今回、示されておりますものは、全て一般財源が伴う形で、国の補助金が10分の10でやるという形にはなっておりません。国のほうは、補助率10分の10というふうに言っておりますが、市のほうは、それを3分の2だとか、2分の1だとか、補助事業のような形でやっておるわけですが、こういうことができるのかどうか。

これは、当初、防府市が考えていたものに対して、十分な予算がつかなかったという形で、こういうふうになっておるものなのか。で、こういう形で、2分の1とか3分の2の補助事業の形でやって、この地方創生加速化交付金は、国は10分の10の補助事業ですとっていることと、後で問題にならないのか。この辺について考え方だけ、ちょっと明確にしていきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

国は、確かに10分の10でございます。ただ、地方公共団体が、その補助事業を実施するに当たりまして、当然、単独事業費というのは伴います。その単独事業費が伴わなけ

れば一番いいんでしょうけれども、全て10分の10でできればいいんでしょうけれども、例えばこの事業のうち、これはちょっと補助対象になじまないよというふうな、でも、これをやらないとだめだよというふうな事象はございますので、補助事業が10分の10の補助であっても、単独部分というのは、必要という認識を持っております。

それと、あわせまして、この単独を抱かせることによって、交付金上問題がないのかということでございますけれども、国への申請に対しましては、今の10分の10の部分について、交付申請をすると、それが補助対象事業費だというふうな考え方でおります。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） そうしますと、例えば、水産総合交流施設管理運営事業は、6,500万円が総事業費で、国県支出金が4,900万円だけれども、一般財源が1,600万円あるわけだけれども、この事業のこままでが、国の補助事業分だという、そういう仕切りが、みんな各この経費の中であるということになるわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 仕切りと申しますか、まだ、これは実際に積み上げの段階での事業費でございますので、執行段階においては、当然相違が出てまいります。

そのためにも、今こちらのほうで考えているのが、10分の10程度当たるのがこれだけだよと。で、残りの部分がおおむね単独になるよというふうな。ですから、きちっとした枠ではございません。

○議長（安藤 二郎君） まだありますか。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 執行部のほうで10分の10であるけれども、そういった交付金をもらうに当たって、そのことが問題にならないということであれば、あと、きちっとその事業を執行いただければと思いますので。

ただ、国のほうが10分の10というふうに言っているのに、市の予算書は10分の10になっていないので、その辺の違いを明確にさせていただきたいと思ひまして、お尋ねいたしました。今のような御答弁で一応納得をいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、詳しいことは、また予算委員会でひとつお願いいたします。

質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号については、

予算委員会に付託と決しました。

議案第 8 号平成 27 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 9 号平成 27 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 10 号平成 27 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 11 号平成 27 年度防府市と場事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 12 号平成 27 年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 13 号平成 27 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 14 号平成 27 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第 8 号から議案第 14 号までの 7 議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第 8 号から議案第 14 号までの 7 議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、1 ページの議案第 8 号平成 27 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）、次に 13 ページの——これはお開きになる必要はございません。全て 7 事業は、同じ補正内容でございまして、読み上げるわけでございますので。はい。

次に、13 ページの議案第 9 号平成 27 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、45 ページの議案第 10 号平成 27 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）、55 ページの議案第 11 号平成 27 年度防府市と場事業特別会計補正予算（第 2 号）、63 ページの議案第 12 号平成 27 年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）、71 ページの議案第 13 号平成 27 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）、107 ページの議案第 14 号平成 27 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の計 7 会計につきましては、今回の補正は、そのほとんどが、先ほどの一般会計と同様に、給与改定等並びに決算見込みに基づきます補正を行いまして、その収支差につきましては、予備費や一般会計からの繰入金等で調整をいたしているものでございます。

それでは、給与改定と決算見込みに基づきます補正以外の補正につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

16 ページをお願いいたします。防府市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、糖尿病性腎症重症化予防事業につきまして、繰越明許費を設定するものでござい

す。

次に、65ページをお願いいたします。防府市青果市場事業特別会計補正予算につきましては、受変電設備改修事業につきまして、同じく繰越明許費を設定するものでございます。

次に、76ページをお願いいたします。防府市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、介護保険システム改修事業につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。

以上、議案第8号から議案第14号までの7議案につきまして、御説明申し上げました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております7議案については、なお審査の要があると認めますので、所属委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号から議案第12号まで及び議案第14号の6議案については環境経済委員会に、議案第13号については教育厚生委員会にそれぞれ付託と決しました。

議案第15号平成27年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第16号平成27年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第15号及び議案第16号を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第15号及び議案第16号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第15号平成27年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに基づき、収入及び支出の増減を計上するものでございます。初めに、予算第2条に定めております業務の予定量につきましては、それぞれお示ししておりますとおり、変更するものでございます。

予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額のうち、収入につきましては、

給水収益や給水負担金の増額を見込んでおり、収益的収入全体において926万円の増額を計上いたし、支出におきましては、消費税及び地方消費税納付額の増額を見込んでおりますが、固定資産除却費の減額等により、収益的支出全体では5,305万1,000円の減額を計上いたしております。

次に、予算第4条に定めております資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、建設改良事業費の減に伴う企業債借入額の減額等により、資本的収入全体では、1億7,886万7,000円の減額を計上いたし、支出におきましては、入札差金等により、建設改良費及び企業債償還金の減額を見込んでおり、資本的支出全体では1億3,418万9,000円の減額を計上いたしております。

なお、資本的収支不足額の補填財源につきましても、それぞれ変更するものでございます。

第5条につきましては、予算第5条に定めております企業債の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第16号平成27年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算書13ページにお示しいたしておりますように、本会計につきましても、決算見込みに基づく補正をするものであり、予算第2条に定めております業務の予定量につきましては、それぞれお示ししておりますとおり、変更するものでございます。

予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額のうち、収入につきましては、下水道使用料及び一般会計負担金の増額を見込んでおりますが、消費税及び地方消費税還付金等の減額により、収益的収入全体では、4,586万7,000円の減額を計上いたし、支出におきましては、固定資産除却費等の増額を見込んでおりますが、維持管理費等の所要の減額や企業債利息の減額により、収益的支出全体では1,762万2,000円の減額を計上いたしております。

次に、予算第4条に定めております資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、国の交付金の内示に伴う国庫補助金の減額や建設改良事業費の減に伴う企業債借入額の減額等により、資本的収入全体では4億5,507万4,000円の減額を計上いたし、支出におきましては、国の交付金の内示及び入札差金等に伴う建設改良費の減額を見込んでおり、資本的支出全体では3億7,140万8,000円の減額を計上いたしております。

なお、基本的収支不足額の補填財源につきましても、それぞれ変更するものでございます。

第5条につきましては、予算第6条に定めております企業債の限度額を変更するもので

ございます。

以上、御説明申し上げました各会計における平成27年度補正予算の詳細につきましては、補正予算実施計画以下の附属書類でお示しいたしているとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第15号及び議案第16号については、環境経済委員会に付託と決しました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月2日午前10時から開催いたします。その間、常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、本日午後1時より予算委員会全体会が、本議場において開催されますので、お知らせをいたします。

以上で終わります。お疲れさまでございました。

午前11時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年2月24日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 久保 潤 爾

防府市議会議員 田中 健 次